

生駒市規則第6号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第41条の4」に改める。

第2条を次のように改める。

(内部組織)

第2条 公室、部及び局(以下これらを「部」という。)の内部組織は、次のとおりとする。

市長公室

秘書課 秘書係

広報課 広報係

職員課 人事係 給与係 研修係

市民活動推進課 市民活動推進係 自治振興係

企画財政部

総務課 総務係 文書法制係 情報統計係

防災対策課 防災対策係

契約検査課 契約係 検査係

企画政策課 企画係 行政経営係

情報政策課 情報化推進係 情報システム係

財政課 財政係

市民部

市民課 市民係 記録係

市民税課 庶務係 市民税係

資産税課 土地係 家屋係

収税課 庶務係 徴収係

人権施策課 計画係 同和対策係

人権文化センター

産業振興課 農林係 商工観光係

高山竹林園

福祉健康部

健康課 管理係 健康係

病院建設課 病院建設係

国保年金課 国保係 年金係 福祉医療係

介護保険課 認定係 保険係

福祉事務所

福祉総務課 庶務係 保護係

福祉支援課 福祉係 支援係

児童福祉課 保育係 児童福祉係

子どもサポートセンター

生活環境部

環境事業課 管理係 事業係

清掃リレーセンター

清掃センター

衛生処理場

環境政策課 企画係 環境保全係 環境整備係

生活安全課 庶務係 交通対策係

消費生活センター

#### 建設部

管理課 管理係 維持係 整理係 用地係

事業計画課 計画係

土木課 整備係 施設係

施設整備課 管理係 施設整備係

#### 都市整備部

都市計画課 計画係 まちづくり推進係

開発指導課 開発指導係

建築指導課 指導係 審査係

みどり推進課 公園管理係 緑化推進係

花のまちづくりセンター

#### 開発部

地域整備課 北部開発係 再開発係

#### 水道局

下水道管理課 業務係 施設係

竜田川浄化センター

下水道推進課 計画係 工務係

第3条中「（病院建設準備室、衛生処理場及び竜田川浄化センターを含む。

以下同じ。）」を削る。

第5条広報係の項第1号中「啓もう」を「啓発」に改める。

第7条市民活動推進係の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 市民憲章及び親切美化県民運動に関すること。

第8条から第9条の3までを次のように改める。

第8条 総務課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 総務係

- (1) 市有財産の権利義務、登記その他管理に関すること。
- (2) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (3) 市有財産の災害保険に関すること。
- (4) 財産台帳の整備及び保管に関すること。
- (5) 市の区域に関すること。
- (6) 庁舎管理に関すること。
- (7) 庁舎内の案内に関すること。
- (8) 安全運転管理の統括に関すること。
- (9) 市有自動車の運転及び配車に関すること。
- (10) 市有自動車の運行管理に関すること。
- (11) 市有自動車の整備管理に関すること。
- (12) 市有自動車の保険に関すること。
- (13) 市有自動車の購入に関すること。
- (14) 部及び課の庶務に関すること。

#### 文書法制係

- (1) 文書の収受、発送及び保存の統括に関すること。
- (2) 文書の作成指導及び浄書に関すること。
- (3) 文書管理の改善に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 議会の招集及び議案の調整に関すること。
- (6) 条例、規則、告示、訓令その他例規等の審査に関すること。

- (7) 法規の解釈及び意見に関すること。
- (8) 訴訟事務の統括に関すること。
- (9) 公告式に関すること。
- (10) 例規集の編集に関すること。
- (11) 法令審査委員会に関すること。

#### 情報統計係

- (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関すること。
- (2) 情報公開及び個人情報保護審査会に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護運営審議会に関すること。
- (4) その他情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (5) 市政情報コーナーの管理に関すること。
- (6) 国勢調査その他各種指定統計及び調査に関すること。
- (7) 自主統計及び調査に関すること。
- (8) 統計書の編集及び発行に関すること。
- (9) 市行政全般の統計等の資料の作成及び保管に関すること。
- (10) 市の沿革に関すること。

第9条 防災対策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 防災対策係

- (1) 防災対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 防災計画及び防災会議に関すること。
- (3) 防災行政用無線に関すること。
- (4) 国民保護計画及び国民保護協議会に関すること。
- (5) 自主防災会の結成に関すること。
- (6) 防災意識の普及及び啓発に関すること。

第9条の2 契約検査課が分掌する事務は、次のとおりとする。

## 契約係

- (1) 指名願の受理に関する事。
- (2) 入札に関する事。
- (3) 契約事務に係る総合調整に関する事。
- (4) 物品の集中購入及び管理（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

## 検査係

- (1) 建設工事の検査に関する事。
- (2) 土木積算システムの運用管理に関する事。
- (3) その他建設工事検査に係る調査及び研究に関する事。

第9条の3 企画政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

## 企画係

- (1) 都市問題の調査及び研究に関する事。
- (2) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）による国土利用市計画に関する事。
- (3) 重要な市行政の総合政策及び総合調整に関する事。
- (4) 行政各部門における実施計画の調整に関する事。
- (5) 行政組織に関する事。
- (6) 行政企画会議に関する事。
- (7) 総合計画審議会に関する事。
- (8) 国際化及び国際交流に係る調整に関する事。
- (9) 北和都市連合協議会に関する事。
- (10) 財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団との連絡調整に関する事。

(11) 他の部課の所管に属さないこと。

(12) 課の庶務に関すること。

#### 行政経営係

(1) 特命による重要施策の調整、調査、計画及び推進に関すること。

(2) 行政改革の推進に関すること。

(3) 事務改善委員会に関すること。

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

第10条の2を削る。

第14条庶務係の項第2号中「予算の統括及び決算の報告」を「の決算」に改め、同項第3号及び第4号中「市税等」を「市税」に改め、同項第5号中「市税等の口座振替納付及び郵便振替納付」を「市税の口座振替納付」に改め、同条徴収係の項中「市税等」を「市税」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 人権文化センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 人権文化センター事業の企画及び運営に関すること。

(2) 人権文化センター運営審議会に関すること。

(3) 人権文化センターの管理及び運営に関すること。

(4) 小平尾南自動車駐車場に関すること。

第18条農林係の項第9号を削り、同項第10号中「公園緑地課」を「みどり推進課」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を削り、同項に次の5号を加える。

(11) 土地改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に関すること。

(12) 農道舗装及び改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に

関すること。

(13) 農業用施設の災害復旧工事に関すること。

(14) 農業用施設の維持管理に関すること。

(15) 課の庶務に関すること。

第18条工務係の項を削り、同条商工観光係の項第5号中「観光事業の推進及び観光宣伝」を「観光の振興」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 企業誘致に関すること。

第18条商工観光係の項第7号を削り、同項第8号中「雇用対策」を「商工業の雇用対策」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「及び発明考案」を削り、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

第19条を次のように改める。

第19条 高山竹林園が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 高山竹林園事業の企画及び運営に関すること。

(2) 高山竹林園の管理及び運営に関すること。

第20条管理係の項第5号中「精神障害者小規模作業所運営費及び」を削り、同条健康係の項第5号中「老人保健法（昭和57年法律第80号）」を「健康増進法（平成14年法律第103号）」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を削り、同項第10号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同項第12号を同項第10号とする。

第20条の2を次のように改める。

第20条の2 病院建設課が分掌する事務は、次のとおりとする。

病院建設係

(1) 病院建設に関すること。

第21条福祉医療係の項に次の1号を加える。



(3) 後期高齢者医療に関すること。

第22条庶務系の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第23条支援系の項に次の1号を加える。

(12) 療育教室に関すること。

第24条児童福祉系の項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第25条管理系の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第26条から第28条までを次のように改める。

第26条 清掃リレーセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) ごみの処理に関すること（清掃センターに係るものを除く。）。
- (2) ごみの処理手数料に関すること（環境事業課事業係に係るものを除く。）。
- (3) 清掃リレーセンターの管理及び運営に関すること。

第27条 清掃センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) ごみの処理に関すること（清掃リレーセンターに係るものを除く。）。
- (2) 清掃センターの管理及び運営に関すること。

第28条 衛生処理場が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) エコパーク21の運営方針に関すること。
- (2) エコパーク21その他処理施設の維持管理に関すること。
- (3) エコパーク21の使用許可に関すること。
- (4) し尿の終末処理に関すること。
- (5) 公害等に係る水質及び悪臭の検査に関すること。

第29条中「環境管理課」を「環境政策課」に改め、同条計画系の項中第1

号及び第2号を次のように改める。

- (1) 地球環境及び自然環境の保全に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 環境計画の策定及び推進に関すること。

第29条計画系の項中第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加え、同項を同条企画系の項とする。

- (4) 環境保全思想の普及及び啓発に関すること。
- (5) 環境学習の推進及び環境活動の支援に関すること。
- (6) 環境に関する調査、統計及び資料収集に関すること。
- (7) 環境保全事業に係る関係団体等との連絡調整に関すること。

第29条環境保全系の項第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条環境整備系の項第1号中「火葬場及び墓地」を「墓地等の経営の許可等及び火葬場」に改め、同項第2号中「承認及び」を削る。

第29条の2庶務系の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを削り、第12号を第7号とし、同条交通対策系の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「自転車駐車場」を「市営自転車駐車場」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とする。

第30条から第33条までを次のように改める。

第30条 消費生活センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者行政の企画及び調査に関すること。
- (2) 消費生活のための相談及び啓発に関すること。
- (3) 消費生活審議会に関すること。
- (4) 消費生活センターの管理及び運営に関すること。

第31条 管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 道路、橋りょう、公共用水路等の財産の管理に関する事。
- (2) 市道の認定、廃止等に関する事。
- (3) 公共用水路の用途廃止に関する事。
- (4) 道路台帳の管理及び整備に関する事。
- (5) 道路敷地及び公共用水路敷地の交換に関する事。
- (6) 廃道敷地及び廃水路敷地の売払いに関する事。
- (7) 道路、河川等の資料統計に関する事。
- (8) 公共基準点（街区基準点）の管理及び使用許可等に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。

維持係

- (1) 道路及び橋りょう、公共用水路、街路樹等の道路及び水路施設の維持管理、維持修繕工事等に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 道路、公共用水路等の占用等許認可事務に関する事。
- (3) 道路、公共用水路等の占用等の工事協議及び指導に関する事。
- (4) 道路等公共施設に係る損害賠償保険に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。
- (5) 原因者負担掘削跡の復旧に関する事。
- (6) 所管に係る機材及び器具の管理に関する事。

整理係

- (1) 道路敷地取得等に係る未処理物件の整理の指導及び処理に関する事。
- (2) 道路、公共用水路用地の寄附に関する事。

- (3) 地籍調査に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

#### 用地係

- (1) 所管に係る道路及び公共用水路整備事業に伴う土地建物等の物件の権利調査に関すること。
- (2) 所管に係る道路及び公共用水路整備事業に伴う用地の取得、補償調査、用地補償等に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 特命による用地の取得、補償等に関すること。

第 3 2 条 事業計画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 計画係

- (1) 道路、河川等の整備計画の策定に関すること。
- (2) 道路、河川等の新設又は改良事業の企画、調整及び基本計画等の策定に関すること。
- (3) 都市計画街路の計画決定等に関すること。
- (4) 都市計画街路事業の事業認可手続に関すること。
- (5) 都市計画街路の計画線の明示に関すること。
- (6) 大和川総合治水計画に関すること。
- (7) 開発等地域整備計画の協議、部内の調整等に関すること。
- (8) 水防計画及び地域防災計画における建設部の所管に関すること。
- (9) 特命による測量及び設計に関すること。
- (10) 生駒市土地開発公社に関すること。
- (11) 公共事業用資産の買取り等の申出証明に関すること。
- (12) 各種建設促進協議会に関すること。
- (13) 部及び課の庶務に関すること。

第 3 3 条 土木課が分掌する事務は、次のとおりとする。

## 整備係

- (1) 道路及び橋りょうの新設工事又は改良工事の実施に伴う調査、測量及び設計並びに施行、監督及び指導に関すること。
- (2) 防災の技術処置及び指導に関すること。
- (3) 河川及び公共用水路並びに治水施設の新設改良工事の実施に伴う調査、測量、設計、施工及び監督に関すること。
- (4) 開発行為申請に基づく公共土木施設整備の指導及び監督に関すること。
- (5) 特命による測量、設計、施工及び監督に関すること。
- (6) 所管に係る測量機械器具及び資材の管理に関すること。

## 施設係

- (1) 道路、河川施設等の維持補修工事の実施に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 公共土木災害復旧工事及び所管に係る都市災害復旧工事の実施、調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 交通安全施設の新設、改良及び維持管理に関すること。
- (4) 水防倉庫の管理に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

第34条管理係の項第1号及び第2号中「市営住宅」を「公営住宅」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条施設係の項を同条施設整備係の項とする。

第36条及び第37条を次のように改める。

第36条 都市計画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

## 計画係

- (1) 都市計画の総合的な企画及び調整に関すること。

- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による区域区分、地域地区等土地利用に係る都市計画の決定に関する事。
- (3) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に関する事。
- (4) 土地利用に係る都市計画の証明に関する事。
- (5) 都市計画図の作成及び販売に関する事。
- (6) 都市計画審議会に関する事。
- (7) 部及び課の庶務に関する事。

#### まちづくり推進係

- (1) 地区計画策定のための調査及び原案策定並びに運用に関する事。
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業に関する事。
- (3) 景観法（平成16年法律第110号）による景観施策に関する事。
- (4) 屋外広告物に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。

第37条 開発指導課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 開発指導係

- (1) 生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱（昭和62年11月生駒市告示第144号）等による指導に関する事。
- (2) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による指導及び副申に関する事。
- (3) 近郊緑地保全地区等地域制緑地内における行為の届出等に関する事（他課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 奈良県風致地区条例（昭和45年奈良県条例第43号）による指導及び副申に関する事。
- (5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による優良宅地の認定

に関すること。

- (6) 国土利用計画法による副申及び具申に関すること。
- (7) 都市計画法による開発行為等に関する指導及び副申に関すること。
- (8) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）による指導及び副申に関すること。
- (9) 大規模小売店舗立地法に係る事前の調整に関すること。
- (10) 開発事業審議会に関すること。

第38条指導係の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 住宅政策に係る計画に関すること。

第38条審査係の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第39条から第41条の3までを次のように改める。

第39条 みどり推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 公園管理係

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 街路樹の維持管理に関すること。
- (3) 都市公園等の整備に関すること。
- (4) 都市公園等の台帳の整備及び保管に関すること。
- (5) 都市公園等の使用又は占用の許可に関すること。

#### 緑化推進係

- (1) 緑の基本計画の推進に関すること。
- (2) 緑の保全と緑化の推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。)
- (3) みどりの基金に関すること。
- (4) 都市公園等の計画に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

第39条の2 花のまちづくりセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 花と緑と自然の市民まちづくりの推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。
- (2) 花のまちづくりセンター事業の企画及び運営に関すること。
- (3) 花のまちづくりセンターの管理及び運営に関すること。
- (4) 緑化技術の向上及び普及啓発に関すること。

第40条 地域整備課が分掌する事務は、次のとおりとする。

北部開発係

- (1) 関西文化学術研究都市高山地区（第2工区）に関すること。
- (2) 奈良生駒高速鉄道株式会社との連絡調整に関すること。
- (3) 部及び課の庶務に関すること。

再開発係

- (1) 市街地再開発事業の調査及び研究に関すること。
- (2) 民間施行による市街地再開発事業の指導及び援助に関すること。
- (3) 再開発住宅の管理に関すること。

第41条 下水道管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

業務係

- (1) 公共下水道受益者負担金に係る調査及び賦課徴収並びに滞納処分に関すること。
- (2) 下水道使用料その他の収入金に関すること。
- (3) 水洗便所改造資金融資あっせんに関すること。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業の申請等に関すること。
- (5) 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。



- (6) 課の庶務に関すること。

#### 施設係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の維持管理に関すること。
- (2) 維持管理用資材及び機器類の検収及び管理に関すること。
- (3) 下水道台帳の管理及び整備に関すること。
- (4) 公共下水道管理者及び都市下水路管理者以外の者が行う下水道設備  
(都市計画法による開発行為を含む。)の審査及び指導に関すること。
- (5) 排水設備工事の確認申請及びしゅん工検査に関すること。
- (6) 排水設備の普及指導に関すること。
- (7) 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者に関すること。
- (8) 除害施設の指導に関すること。
- (9) 地下埋設物事前協議に関すること。

第41条の2 竜田川浄化センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の維持  
管理及び運営に関すること。
- (2) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の水  
質、臭気及び汚泥の検査に関すること。

第41条の3 下水道推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 計画係

- (1) 汚水処理施設の基本構想及び基本調査並びに基本計画に関するこ  
と。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の基本調査及び基本計画並びに計画決定  
及び事業認可に関すること。
- (3) 公共下水道の普及促進に関すること。
- (4) 公共下水道供用開始の公示に関すること。

- (5) 下水道関係団体との連絡に関する事。
- (6) 流域下水道との調整に関する事。
- (7) 下水道補助事業の申請に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

#### 工務係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の工事の設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の工事に伴う用地の境界明示その他出願に関する事。
- (3) 公共下水道及び都市下水路の工事資材及び機器類の検収及び管理に関する事。
- (4) 公共下水道及び都市下水路の災害復旧に関する事。
- (5) 処理場の設計、施工及び監督に関する事。
- (6) 私道内公共下水道枝管工事に関する事。

第3章中第42条の前に次の1条を加える。

(理事)

第41条の4 必要に応じ、理事を置くことができる。

- 2 理事は、市長の命を受けて特命事項を処理するとともに、部間の調整を行うものとする。

第43条及び第44条を次のように改める。

(参事)

第43条 部に参事を置くことができる。

- 2 参事は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第44条 部に次長を置くことができる。

2 次長は、上司の命を受け、その属する部の事務又はその属する部の特定の事務を掌理するとともに部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第45条中「(病院建設準備室にあつては室長、竜田川浄化センターにあつては所長。以下同じ。)」を削る。

第46条の2を削る。

第47条第1項中「(子どもサポートセンター及び竜田川浄化センターにあつては、副所長。以下同じ。)」を削り、「及び花のまちづくりセンター」を「、消費生活センター、花のまちづくりセンター及び竜田川浄化センター」に改める。

第48条第1項中「係長」の次に「(人権文化センター、高山竹林園、子どもサポートセンター、清掃リレーセンター、清掃センター、衛生処理場、消費生活センター、花のまちづくりセンター及び竜田川浄化センターにあつては、係長を置くことができる。)」を加える。

第52条第1項中「、課内室長」を削り、「所長」の次に「、場長」を加える。

(生駒市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第2条 生駒市情報セキュリティに関する規則(平成16年2月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、出納室」を削る。

(生駒市出納室設置規則の一部改正)

第3条 生駒市出納室設置規則(昭和46年11月生駒市規則第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市会計課設置規則

第1条の見出し中「室」を「課」に改め、同条中「出納室（以下「室」という。）」を「会計課（以下「課」という。）」に改める。

第2条中「室」を「課」に改め、同条審査係の項第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第3条の見出しを「（課長）」に改め、同条第1項中「室に室長」を「課に課長」に改め、同条第2項中「室長」を「課長」に、「室」を「課」に改め、同条第3項中「室長」を「課長」に改める。

第4条の見出しを「（課長補佐）」に改め、同条第1項中「室に室長補佐」を「課に課長補佐」に改め、同条第2項中「室長補佐は、室長」を「課長補佐は、課長」に改め、同条第3項中「室長補佐」を「課長補佐」に、「及び室長」を「及び課長」に改める。

第7条中「室長」を「課長」に改める。

第8条中「室」を「課」に改める。

（生駒市庁舎管理規則の一部改正）

第4条 生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「環境管理課長」を「環境政策課長」に改める。

（生駒市長の職務を代理する職員を定める規則の一部改正）

第5条 生駒市長の職務を代理する職員を定める規則（昭和39年4月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（上席の職員）

第2条 前条の上席の職員は、次に掲げる順序により決定された職員とする。

- (1) 第1順位 理事
- (2) 第2順位 市長公室長

(3) 第3順位 企画財政部長

(4) 第4順位 生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）第1条に規定する部の長（市長公室長及び企画財政部長を除く。）であって、次条の規定により上席であるものとする。

第3条（見出しを含む。）中「上席の順序」を「第4順位に係る上席の順序」に改め、同条第1項第1号中「市長公室長を第1順位とし、企画財政部長を第2順位としてその他は」を削る。

（生駒市公印規則の一部改正）

第6条 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の一般公印の表の1の項から3の項までの規定中「文書課長」を「総務課長」に改め、同表の4の項中「出納室長」を「会計課長」に改め、同表の7の項中「文書課長」を「総務課長」に改め、同表の11の項中「環境管理課長」を「環境政策課長」に改め、同表の12の項中「管理課長」を「事業計画課長」に改め、同表の14の項中「北部開発課長」を「地域整備課長」に改め、同表の15の項中「下水道課長」を「下水道管理課長」に改める。

別表の専用公印の表の3の項中「文書課長」を「総務課長」に改める。

（生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部改正）

第7条 生駒市法令遵守推進条例施行規則（平成19年10月生駒市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第15条第3項中「公室長」を「理事、公室長」に改め、同条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とする。

（生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第8条 生駒市職員の職の設置に関する規則（昭和56年7月生駒市規則第7号

)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「公室長」を「理事、公室長」に、「次長、参事、副参事」を「参事、次長」に改め、「、室長」を削る。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第9条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の1の項中「公室長」を「理事、公室長」に改め、同表の3の項中「病院建設準備室長」を「人権文化センターの所長」に改め、「生活安全課の主幹」の次に「、消費生活センターの所長」を加え、「、竜田川浄化センターの所長、出納室長」を削り、同表の4の項中「、子どもサポートセンターの所長」を削り、同表の5の項中「副参事及び」及び「、総務課及び文書課の室長、人権文化センターの所長」を削り、「子どもサポートセンターの副所長」を「子どもサポートセンターの所長」に、「竜田川浄化センターの副所長」を「竜田川浄化センターの所長」に改め、「学校給食センターの副所長」の次に「、男女共同参画プラザの所長、中央公民館の館長補佐」を加える。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第10条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年11月生駒市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8級の項中「部長、次長、参事及び副参事」を「理事、部長、参事及び次長」に改める。

(生駒市予算規則の一部改正)

第11条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、病院建設準備室長及び竜田川浄化センター所長、出納室

長」を削る。

(生駒市会計規則の一部改正)

第12条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「病院建設準備室長、主幹、課内室長」を「主幹」に改め、「清掃センター所長」の次に「、消費生活センター所長」を加え、「、出納室長」を削り、「学校給食センター所長」の次に「、男女共同参画プラザ所長」を加え、「(昭和39年4月生駒市条例第13号)に定める学校の校長及び園長」を「(平成20年3月生駒市条例第6号)に定める学校の園長及び校長」に改める。

別表第1中

総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

総務課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	
防災対策課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	
契約検査課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	

財政課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
文書課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	所管に係る物品の出納保管	—	
文書課情報公開室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	

財政課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	

「病院建設準備室長」を「病院建設課長」に、「環境管理課長」を「環境政策課長」に、

生活安全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

生活安全課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	
消費生活センター 所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員	」
	所管に係る物品の出納保管	—	

管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
土木課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	
街路事業課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	

管理課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に、
	所管に係る物品の出納保管	—	
事業計画課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	
土木課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	

「公園緑地課長」を「みどり推進課長」に、

北部開発課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	
再開発課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	
下水道課長	所管に係る負担金、使用料その他徴収金の収納（生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則（平成18年9月生駒市規則第32号）第1項の規定により委任したものを除く。）	所管係員	」
	所管に係る物品の出納保管	—	
竜田川浄化センター 所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	



地域整備課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
下水道管理課長	所管に係る負担金、使用料その他徴収金の収納（生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則（平成18年9月生駒市規則第32号）第1項の規定により委任したものを除く。）	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—
竜田川浄化センター所長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
下水道推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

「出納室長  
出納室室長補佐」を「会計課長  
会計課課長補佐」に、

消防本部予防課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
消防本部市民安全指導課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

消防本部予防課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

教育委員会生涯学習振興課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会女性青少年課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—

を

教育委員会生涯学習課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長
	所管に係る物品の出納保管	—
教育委員会男女共同参画プラザ所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—

に、

「体育振興課長」を「スポーツ振興課長」に改める。

（生駒市環境審議会規則の一部改正）

第13条 生駒市環境審議会規則（平成11年3月生駒市規則第17号）の一部

を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

(生駒市都市公園条例施行規則の一部改正)

第14条 生駒市都市公園条例施行規則（昭和45年3月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3項中「公園緑地課」を「みどり推進課」に改める。

(生駒市屋外広告物規則の一部改正)

第15条 生駒市屋外広告物規則（平成14年3月生駒市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中「環境管理課」を「環境政策課」に改める。

(生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則の一部改正)

第16条 生駒市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則（昭和42年12月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、副市長が選任されるまでの間、生駒市行政組織規則（平成6年7月生駒市規則第22号）第41条の4に規定する理事が審査委員会の委員長職務を行うものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。